

平成 2 8 年 第 4 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 2 8 年 4 月 4 日)

召集年月日 平成28年4月4日(月)

召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成28年4月4日 午後2時00分

閉会 平成28年4月4日 午後3時21分

出席委員(14名)

1番 早川 和夫(会長)	2番 溝口 智也	3番 菅原 儀左エ門
4番 岡 秀夫	5番 山本 修	6番 神野 淳一
7番 桑田 建太郎	8番 松宮 重信(職務代理)	
9番 細川 正博	10番 木村 憲雄	
11番 櫻井 隆治	12番 松井 厚雄	13番 見城 紀彦
14番 古池 洋子		

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

おおい町農業委員会委員 任命式

おおい町農業委員会委員協議会

平成28年第4回 おおい町農業委員会

- 日程1 仮議席の指定
- 日程2 会長の互選
- 日程3 議席の決定
- 日程4 会議録署名委員の氏名
- 日程5 会長職務代理者の互選
- 日程6 専門委員の互選
- 日程7 専門委員長、副委員長の互選
- 日程8 農地利用最適化推進委員の委嘱について

おおい町農業委員会委員 任命式
(平成28年4月4日(月) 午後2時～)

1 委員入室(50音順に並べた仮議席に着席を誘導)

2 任命式の開始案内

(事務局長) 本日は、皆様方には何かとお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

只今から、おおい町農業委員会委員の任命式を行います。

私は、農業委員会事務局長を兼務しております、農林水産振興課、課長の反田でございます。

本日の司会を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、町長より任命書を交付させていただきます。

お手元の名簿の順にお名前をお呼びしますので、その場にご起立し、お受け取りください。

— 任命書交付 —

3 町長あいさつ(町長)

(事務局長) 続いて、町長がご挨拶を申し上げます。

— 町長あいさつ —

4 任命式の終了案内(事務局長)

(事務局長) 以上で、おおい町農業委員会委員任命式を終了します。

なお、町長は公務のためここで退席をさせていただきます。御了承いただきますようお願いいたします。

任命式終了 — 町長退出 —

おおい町農業委員会委員協議会
(平成28年4月4日(月) 任命式終了後)

1 委員・事務局の紹介

(事務局長) 改めまして、私は農業委員会事務局長を務めております、農林水産振興課長の反田でございます。

本日予定している議事は、お手元の議事日程のとおりです。

このうち、仮議長の選出までを私の方で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、本日が皆さん初めての顔合わせになりますので、各委員さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、岡 委員から、お願いします。

－ 委員自己紹介 －

続きまして、事務局の紹介を行います。

私の隣が、事務局次長、農林水産振興課長補佐の島田でございます。

その隣が、書記、農林水産振興課主査の竹浦でございます。

私を含めた3人の体制で事務局を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議席の決定のくじ引き

(事務局長) 続きまして、議席の決定にかかるくじ引きをお願いしたいと思います。

農業委員会の会議の進め方等について定めた「おおい町農業委員会会議規則」の第7条に【議席は、あらかじめくじで定める。】と規定されておりまして、引いていただいたくじの数を、仮議席及び今後の議席の番号とさせていただきます。

また、くじを引く順番は、名簿の一番の方から順に引い

ていただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、一番の岡委員から順にお願いします。それでは、今後の会議はその番号の順にお座りいただくこととなりますので、席の移動をお願いします。

3 諸規程の説明

(事務局長) それでは、会議に先立ちまして、農業委員会制度や委員の定数、任期、規則、規定についての概要を、担当者から説明させますのでよろしくをお願いします。

(担当) 本年4月1日より、新しい「農業委員会法」が施行されました。

【資料2】農業委員会法改正についてをご覧ください。

1頁ですが、これまでと大きく変わった点は、
農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を促進するため、

- ・農業委員の選出方法を公選制から市町村長の任命制に変更
- ・過半を原則として認定農業者とすること

(地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため)

- ・農地利用最適化推進委員の新設

(農業委員は主に合議体としての意思決定を行うに對して、地域における現場活動を受け持つ)

されることとなったことです。

昨年の9月4日以降、本年の3月31日までに委員任期の満了を迎える委員会は、委員改選の選挙を行わずに、在任する委員の任期が延長され、4月1日より新しい制度での委員会になることとされました。

本町の委員会も、昨年の12月19日が委員任期の満了日でありましたので、この4月1日より新制度のもとでの

委員会を構成することとなりました。

そこで、農業委員の定数の変更や、農地利用最適化推進委員の設置等について、必要な規程の改正を行いまして、両委員について、1月7日から2月3日までの期間で公募を実施しました。

そのうち農業委員については、任命について町議会の同意をいただき、皆さまに就任いただくことになりました。

改めて【資料1】おおい町農業委員会委員名簿をご覧ください。

農業委員は定員14名で、そのうちの8人の方が認定農業者または認定農業者に準ずる方となっています。

また、必ず1人以上の利害関係を有しない方が含まれることとなっており、口坂本区の細川委員がそれに該当します。

委員の任期につきましては、この4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

【資料3】は、農業委員や農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の規定内容です。

続いて【資料4】は、農業委員会の会議の開催や進め方等についての規程となる「おおい町農業委員会会議規則」です。

【資料5】は専門委員会についての規定で、後でご説明をさせていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

4 議事進行の説明

(事務局長) それでは、本日の議事進行の方法についてご説明をさせていただきます。

「日程1 仮議席の指定」及び「日程2 会長の選出」までについては、この後選出いただく仮議長によって議事進行していただきます。

その後の日程につきましては、会議規則第4条の規定に

よって会長に議長を務めていただきます。

(事務局長) お諮りいたします。仮議長の選出について、いかがな方法で行ったらよろしいでしょうか。

(委員から「事務局一任」の声)

(事務局長) ただ今、事務局一任との発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(事務局長) ご異議が無いようでございますので、会議の慣例によりまして最年長の委員さんに仮議長をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(事務局長) ご異議が無いようでございますので、本日の出席委員の中で14番、山本修委員が最年長者であります。

よって山本委員さんに仮議長をお願いいたします。

(山本委員、議長席に移動)

平成28年第4回 おおい町農業委員会

(仮議長) 　ただ今、議長という大役を仰せつかりました 山本 でございます。

　何分にも不慣れでございますので、皆様のご協力を頂きまして、この重責を無事果たしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

開会

(仮議長) 　これより平成28年第4回おおい町農業委員会を開会いたします。

　本日の出席委員は、14名であります。

　よって、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますので、ただちに本日の会議に入ります。

　本日の会議日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程1 仮議席の指定

(仮議長) 　日程1、仮議席の指定を行います。

　仮議席は、議長において、ただ今ご着席のとおり指定いたします。

日程2 会長の互選

(仮議長) 　日程2、会長の互選を行います。

　農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に基づき、会長の互選を行います。

　お諮りします。

　会長の互選は、どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。

(松宮委員) 議長

(仮議長) 12番、松宮委員

(松宮委員) 会長は、事務局と一体となって委員会を統括していかん
なので、事務局の案を示してもらったらどうですやろ
う。

(細川委員) 議長

(仮議長) 10番、細川委員。

(細川委員) 各委員の経歴や農業経営の状況を、事務局はよく把握し
ていると思いますので、私も事務局の考えを示していただ
けばと思います。

(仮議長) ただ今、松宮委員、細川委員から、事務局に案を求める
ご意見がありましたが、事務局は案を提示できますか。

(事務局長) 議長

(仮議長) 事務局長

(事務局長) 農林水産省に長くお勤めされ農地制度や農業政策にも明
るく、また、定年後は、水稻の他、野菜等の栽培を精力的
に行われている、名田庄三重の早川和夫委員にお願いでき
ればと考えます。

(仮議長) ただいま事務局より、早川委員にお願いできればとの案
が示されましたが、指名のあった早川委員はいかがでしょ
うか。

(早川委員) 名田庄三重の早川でございます。微力ではございますが、皆さまのご承認がいただけるのであれば、お請けさせていただきと思います。

(仮議長) お諮りいたします。

1 番の早川委員を、会長に選任することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(仮議長) 挙手全員であります。

よって、互選の結果、1 番の早川委員を会長に選任することに決定いたします。

(仮議長) ここで、会長になられた早川委員より、就任のごあいさつをお願いいたします。

会長あいさつ

(会長) ただ今、会長という大役を仰せつかり、職責の重大さを痛感しているところでございます。

農業情勢は極めて厳しい状況にありますが、委員各位のご支援・ご協力をいただきながら、微力ではございますが全力を傾注して農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

今後ともよろしくお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

(仮議長) ありがとうございます。これを持ちまして、仮議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、議長を交代いたしたいと思います。

－ 議長交代 －

日程 3 議席の決定

- (会長) 日程 3、議席の決定を行います。
各委員の議席については、会議規則第 7 条の規定により、あらかじめくじを行っております。
その結果によりましてただいま着席いただいている席を、議席と決定いたします。

日程 4 会議録署名委員の指名

- (会長) 日程 4、会議録署名委員の指名を行います。
議長において、2 番 溝口委員、3 番 菅原委員を指名いたします。

日程 5 会長職務代理者の互選

- (会長) 日程 5、会長職務代理者の互選についてでございますが、職務内容について、事務局より概要説明をお願いします。

- (事務局) 【資料 4】 おおい町農業委員会会議規則をご覧ください。
会長職務代理者につきましては、第 16 条第 1 号に「会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とあり、同 2 号で「あらかじめ互選しておくことができる。」ことから、委員による互選をお願いするものであります。

- (会長) 会長職務代理につきましては、私より指名させていただくこととし、8 番 松宮委員をお願いすることではいかがでしょうか。

(挙手全員)

- (会長) ありがとうございます。
では、会長職務代理になられました松宮委員よりご挨拶をお願いいたします。

- (職務代理) 会長職務代理を仰せつかった松宮でございます。

一生懸命させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

日程 6 専門委員の互選

(会長) 日程 6、専門委員の互選でございます。

互選を行います前にそれぞれの職務内容について、事務局より概要説明をお願いします。

(事務局) 【資料 5】 おおい町農業委員会専門委員会規則をご覧ください。

第 2 条では、①農地専門委員会と、②農政、農振、改良専門委員会という二つの専門委員会を設置することを定めています。

第 3 条では、各専門委員会の審査事項を規定しています。

農業委員会は、審議する議案がない場合を除いて、毎月開催いたしますが、農地の所有権移動や転用申請については、会議の前に現地確認を行います。

農地専門委員会は、主にその現地の確認についてお世話になりたいと思います。

毎月お二人に出てください、2～3 時間を掛けて審議案件の現地を回っていただいて、農地の来歴や付近の耕作状況等について確認を行っていただきます。

また、農政、農振、改良専門委員会については、会議規則や委員会規則の制定改廃、農作業標準料金の決定、農地の賃借料情報の提供等についてご審議いただきます。

専門委員会委員の定数は、第 4 条第 1 号及び同第 2 号により、各 8 人以内と規定されております。

なお、早川会長につきましては、どちらの委員会にも所属していただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

会長を除いた委員数は 13 名となりますので、専門委員

会は8名と7名となります。

第6条は、委員の選出について、第7条は、委員長と副委員長についての規程となっており、ともに委員の互選によることが定められています。

なお、専門委員会の審議結果は、全体の農業委員会に報告し、審議を受けることが委員会規則の第9条に定められています。

以上です。

【資料4】おおい町農業委員会会議規則により職務代理者の職務内容を説明。

【資料5】おおい町農業委員会専門委員会規則により職務内容を説明。

(会長) ただいまの説明のとおり、会長職務代理者及び専門委員会委員の選出につきましては、委員の互選によることとされています。

お諮りします。

互選の方法につきましては、それぞれ会長が指名することといたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なし)

(会長) ご異議がないようでございますので、会長職務代理者及び専門委員会委員の互選の方法については会長が指名することといたします。

指名内容を事務局長に読み上げさせます。

(事務局長) 会長職務代理者に、8番、松宮委員
一農政専門委員、農政・農振・改良専門委員読み上げ—
なお、会長につきましては、会議規則第5条の規定により、どちらの委員会にも属することとなります。

(会長) 会長職務代理者及び農地専門委員並びに、農政・農振・改良専門委員については、ただいまの指名のとおり決定いたします。

各委員におかれましては、よろしく申し上げます。

(会長) お諮りします。ただいま専門委員会の委員が決定しましたが、各委員が二つの委員会の業務を総合的に理解するために、任期の3年間を同じ委員会に所属するのではなく、半期で交代することといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(会長) ご異議がないようでございますので、各専門委員会の所属は任期の半期で交代することとし、その時期は、平成29年10月1日とすることに決定いたします。

日程7 専門委員長、副委員長の互選

(会長) 日程7、専門委員長、副委員長の互選についてを議題といたします。

各委員長・副委員長については、専門委員会規則第7条の規定により、委員の互選によることとされております。

お諮りします。

委員長・副委員長の互選の方法は、各専門委員会の選考によることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

(会長) ご異議がないようでございますので、委員長・副委員長の互選の方法は、各専門委員会の選考によることと決定い

たします。

各専門委員会で委員長及び副委員長の選考をお願いします。

この際、暫時休憩いたします。

— 暫時休憩、各委員会に分かれて協議 —

(会長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各専門委員会における協議結果のご報告をお願いします。

(山本委員) 議長

(会長) 5番山本委員

(山本委員) 農地専門委員会より報告いたします。

協議の結果は、農地専門委員長に4番岡委員、同じく副委員長に12番松井委員とするものです。

(櫻井委員) 議長

(会長) 11番櫻井委員

(櫻井委員) 農政・農振・改良専門委員会より報告いたします。

協議の結果は、農政・農振・改良専門委員長に、13番見城委員、同じく副委員長に11番櫻井とするものです。

(会長) ただ今、各委員会の協議結果について報告をいただきましたが、各専門委員会の委員長、副委員長については、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(会長) ご異議がないようでございますので、各専門委員長及び副委員長は報告のとおり決定いたします。

それでは、その席でけっこうでございますので、各専門委員長、副委員長それぞれからごあいさつをお願いします。

農地専門委員会委員長あいさつ

〃 副委員長あいさつ

農政・農振・改良専門委員会委員長あいさつ

〃 副委員長あいさつ

(会長) ありがとうございます。よろしく申し上げます。

この際、暫時休憩します。

10分後の15時20分から再開します。

(事務局長) ご連絡をします。

この休憩を利用して、農地利用最適化推進員の選考会を開催しますので、会長及び職務代理者、各専門委員会の委員長は、ご案内します別室の方へお願いします。

— 農地利用最適化推進員の選考会 —

日程8 農地利用最適化推進委員の委嘱について

(会長) 日程8、農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局) 農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから「農地利用最適化推進委員」を委嘱することとなっております。

本農業委員会でも、新しい農業委員の皆さまとともに、利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消を推進するため現場活動をお願いする「農地利用最適化推進委員」を新しく設置するため、本年1月7日～2月3日まで公募を行いました。

その結果、8つの区域にそれぞれ1名ずつの定員8名に対して、団体や個人からの推薦、また、本人からの応募など合わせて12名の候補者がありました。

そこで先ほどの休憩中に、会長と職務代理、各専門委員長にお集まりいただき、農地利用最適化推進委員の選考会を開催し、案のとおり候補者を選考したものであります。

(会長) お諮りします。

ただ今、農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声を待つ)

(会長) ご異議がないようでございますので、農地利用最適化推進委員の委嘱は原案のとおり決定いたします。

(会長) これで、本日の日程は全て終了いたしましたので会議を閉じます。

長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

ご苦労さまでした。

(事務局) ご連絡をします。

今月の最終週に、農業委員及び農地利用最適化推進委員合同の研修会と、転用許可申請案件等について審議するため農業委員会の開催を予定しています。

日程が決まり次第ご連絡を差し上げますのでよろしくお

願います。